

史料紹介 : 小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の
『日記』 : 金田泰恒『天明二年壬寅日記』

梶嶋, 政司
九州大学附属図書館記録資料館

<https://doi.org/10.15017/4403308>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 63, pp.105-158, 2020-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

史料紹介

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の『日記』

——金田泰恒『天明二年壬寅日記』——

梶 嶋 政 司

はじめに

小稿では、豊前国田川郡金田手永大庄屋文書のなから、天明二年（一七八二）に金田泰恒が記した『日記』を紹介する。豊前国田川郡金田手永大庄屋文書とは、六角家（近世期に福田姓や加治姓を名乗ったが、明治五年以降に六角姓と称した）に伝わった近世期の手永大庄屋関係文書の総称である。筆者は旧稿において、同文書の概要を分析し、以下の諸点を指摘した。^①すなわち、金田手永大庄屋文書の年代については、慶長六（一六〇一）年の豊前細川領惣検地の際に検地奉行が作成した弓削田村検地帳など、細川忠利が豊前を領有していた時期のものが若干数含まれているが、文書群の大半は、細川氏の後に豊前に入封した小笠原氏の時期のものである。

小笠原期の資料のうち、天明期（一七八一〜八八）以降、金田泰恒、金田泰清、金田安文、金田泰機が記した『日記』や『御用日記』には、手永の行政に関する公務の内容が詳細に記録されており、注目できる。また、加治安文が金田手永大庄屋に就任した文政十年（一八二七）以降の年貢勘定帳面が大量に残されている点も特筆される。さらに、手永大庄屋は「御勘定当務」を勤めていたため、田川郡の「郡土蔵」に関する資料が含まれている。

今後は、右のそれぞれの事象をさらに掘り下げて分析していくことで、小倉藩の手永大庄屋制の特質に迫ることができると考えている。本稿はその手始めとして、金田泰恒『天明二年壬寅日記』³⁾を翻刻するものである。

一、金田泰恒『天明二年壬寅日記』について

『天明二年壬寅日記』は、帳面二冊を合綴している。二冊とも竖帳形式である。一冊目は縦二三・八cm、横一七・〇cm、二冊目は縦二三・八cm、横一七・〇cmである。一冊目の表紙には「二月十日ヨリ七月晦日迄記録」とあるが、本文は、二月九日より始まり六月晦日の記事で終わっている。二冊目は七月朔日より始まり、十月十四日までとなっている。記載の内容は、日付毎に、天候とその日の出来事が一人の筆跡で書かれている。

日記の筆者を金田泰恒とする所以は、日記表紙の記名に拠っている。しかし、日記本文には泰恒の名前が出てくることはない。日記の本文には、例えば「浅右衛門退役願之通御免、御目録頂戴被仰付、跡役壮助蒙 仰、夫分役頭衆御指図にて所々御届ニ罷出ル」（二月十二日条）とあるように、「壮助」という名前が度々登場する。文意から判断すると、この「壮助」こそ、日記の筆者と見るべきである。表紙には諱が記され、日記の本文には壮助という通称が用いられているのである。なお、文中では「拙者」という一人称の代名詞が用いられる場合もある。壮助は天明四年七月十日に、名替願を提出しており、⁴⁾通称を替えた可能性がある。

『天明二年壬寅日記』が始まる二月九日は、壮助が浅右衛門の跡役（子供役か）を拝命した天明二年（一七八二）二月十二日の、三日前にあたる。壮助については翌天明三年七月十八日に金田手永大庄屋役に任命されていることが確認できる。⁵⁾したがって、本日記は壮助が金田手永の子供役を勤めた時期のものである。日記中に山方役に関する記事が多いことも、この仮説を裏付ける。金田手永大庄屋文書に現存している『日記』のうち、もっとも古い。

浅右衛門と壮助の關係を見ておこう。浅右衛門の墓碑銘に「姓加治諱安直通称浅右衛門別号素英」、「男 金田四郎兵衛泰恒建」とある。⁶⁾浅右衛門は、諱を安直という。そして、安直の墓碑を建てたのが息子の泰恒であった。浅右衛門と壮助が親子であることがわかり金田手永では子供役が世襲されていたことになる。

二、金田手永大庄屋文書の『日記』と『御用日記』

金田手永大庄屋文書の『日記』と『御用日記』の全体像を見ておきたい。表1は金田手永大庄屋文書に残る『日記』と『御用日記』の残存状況である。これによれば、『日記』は、天明二年（一七八二）から文化十一年（一八一四）までの三十三年間に二十一冊、『御用日記』は、文政十年（一八二七）から明治二年（一八六九）にかけての四十二年間に四十冊が残っている。

このうち、泰恒（壮助）の日記は、天明二年に金田手永の子供役を勤め始めた時から始まり、享和三年（一八〇三）までの二十二年間に、合計十七冊が残っている。表紙の記名には、金田という手永名を名乗っている場合（天明2年～天明5年、天明7年～寛政2年）と、加治姓を使用している場合（寛政4年～享和元年、享和3年）がある。小倉藩では手永大庄屋を勤めた時には手永名を名乗ると言われている。

享和三年（一八〇三）の一冊のみが残る添田泰清の『日記』は、三月二十一日

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の『日記』

表1 金田手永大庄屋文書に残る『日記』と『御用日記』

タイトル	筆者	年代	冊数
『日記』	金田（加治）泰恒	天明2年～天明5年、天明7年～寛政2年 寛政4年～享和元年、享和3年	17
	添田泰清	享和3年	1
	加治安之	文化9年～文化11年	3
『御用日記』	金田安文	文政10年～嘉永4年、安政3年	29
	楠安文	嘉永5・6年	2
	金田（加治）泰機	文久元年～明治2年	9
	計		61

条に「御郡代様御屋敷え罷出候処、正四ツ時、御郡代横山源太兵衛様御用達之趣、此度添田手永大庄屋役被仰付候」⁽⁷⁾「父泰恒参居被申候ニ付、拝顔文上楠之立寄、両実親之拝顔」とあるところから、泰恒の養子泰清（喜太郎）が、添田手永大庄屋を勤めることになったのを契機に作成されたものと見ることが出来る。この日記は享和三年の三月十九日に始まり、同年十二月二十一日までの記述となっている。

このほか、文化九年（一八一二）から同十一年までの三カ年の『日記』三冊の表紙には、加治安之と記名が見られる。しかし、加治氏の墓誌などに安文の名を見いだすことは出来ない。⁽⁸⁾ 加治安之については今後の検証が必要である。

次に『御用日記』について検討する。金田手永大庄屋文書のなかで最も古い『御用日記』は文政十年（一八二七）のものである。この文政十年の『御用日記』は、金田安文（泰清の実子）が「大庄屋役取計方」に任命されたことを契機に、同人が作成したものである。任命の前日、七月二十一日の記事から始まっている。安文はその後、十月七日に金田手永大庄屋役を拝命した。金田安文の『御用日記』は安政五年（一八五八）までの三十二年間に、三十冊が残っている。このうち、嘉永五年（一八五二）と翌六年は安文が楠手永大庄屋に転勤しており、『御用日記』の表紙には楠安文と記名が見える。

安文の実子、加治泰機の『御用日記』は文久元年（一八六一）から始まり、明治二年（一八六九）まで続いている。文久四年以降は金田泰機と表紙に記名してある。その後、泰機は明治三年から同五年までは『公用日誌』を書いている。手永大庄屋制が廃止されて以降は、明治五年に改姓して六角姓を名乗り、同年五月から田川郡第二十一区の区長、明治六年には田川郡第二大区十一小区区長を勤めた。その間、『官私録』（明治五年五月～明治六年）、『公庶日誌』（明治六年）、『官私日集簿』（明治七年）、『官私日録』（明治八・九年）、『公私日録』（明治十年）などを記している。

おわりに

小倉藩では、大庄屋層が日記を記している。本稿で翻刻紹介した田川郡金田手永大庄屋家の『日記』のほかに、現存するものとして、『豊前国田川郡添田手永大庄屋中村家御用日記』（田川郡／文政八年～）、『中村平左衛門日記』（企救郡・京都郡／文化八年～）、『小森丞之助日記』（企救郡／安政五年～）、『国作手永大庄屋御用日記』（仲津郡／天明七年～）、『永井手永大庄屋日記』（仲津郡／天明八年～）、友枝手永大庄屋『御用方日記』（築城郡／天保十三年～）、安武手永大庄屋『日記控帳』（築城郡／享保十七年～）などを挙げるができる。本日記の翻刻をきっかけに、今後さらなる小倉藩の大庄屋層の日記の比較など、研究の深化が俟たれる。

註

- (1) 梶嶋政司「小倉藩の手永大庄屋制に関する史料論的考察」『九州文化史研究所紀要』六十二、九州大学記録資料館、二〇一九年。
- (2) 稲葉継陽『細川忠利』（吉川弘文館、二〇一八年）は、豊前細川領田川郡の村落状況を描いた最新の研究成果である。
- (3) 六角家文書六十九一十八
- (4) 六角家文書六十九一二十『日記（天明四年）』
- (5) 六角家文書六十九一十九『日記（天明三年）』
- (6) 福田昌「大庄屋六角家の墓と人びと」（レジュメ）参照。
- (7) 六角家文書六十九一五『日記（享和三年）』
- (8) 福田昌「大庄屋六角家の墓と人びと」（レジュメ）参照。

凡例

- 一、本資料は、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門が所蔵する六角家文書の『天明二年壬寅日記』（六十九―十八）を収録した。
- 一、資料の翻刻にあたっては、漢字の旧字体（正字体）は、一部の固有名詞を除き現行の字体に改めた。
- 一、読みやすさを考慮し、適宜、読点と並列点を付した。
- 一、変体仮名は原則として平仮名に改めた。
- 一、虫損や汚損などによって判読不能の文字は「□」で示した。
- 一、見せ消ちは、「と」で示し、修正がある場合はルビで該当の文字を示した。
- 一、闕字・平出は、一文字分の空白で示した。

六角文書六九一―一八『日記』（天明二年二月九日―一〇月一四日）合綴

（堅帳合綴・表紙）（縦23・8 cm×横16・7 cm）

主忠孝

天明二年 壬寅 日記

二月十日ヨリ 金田泰恒

七月晦日迄記録

二月九日

御山奉行、大堺見分、八日夕鼠池泊り、九日朝晴天、見立入水谷々かつたい峠御堺々高倉村之様ニ御出、地蔵峠ニテ弓削田村糸々仕出ニテ昼飯相賄、夫々暇乞、引取かけ糸田古賀山内ニテ御用状飛脚来、引取、未ノ刻々降雨

同十日

晴天、小倉出津、下河原ニテ上野助右衛門ニ出会、同道ニテ申ノ下刻小倉着、御代官所へ出、夫々郡屋へ着、袴着用、御郡へ罷出候

二月十一日

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の『日記』

晴天、今日御用被仰付候筈之所、御奉行所御用事にて御逢不相濟、一日休
同十二日

晴天、吉辰にて五ツ半時御奉行様御逢之筈ニ付、六ツ半時金田町役頭御宅え出、御役儀被仰付候御内意承之、
助右衛門同道御奉行所え出ル、四ツ時御奉行所御逢、御兩役頭衆御取にて、浅右衛門退役願之通御免、御目
録頂戴被仰付、跡役壯助蒙 仰、夫分役頭衆御指図にて所々御届ニ罷出ル
但今朝筑後国主御通、金田町にて拜見

御奉行伊藤志津馬様、御郡内山多左衛門様、御代官井上庄兵衛様
御届先之覚、御国御郡、御代官、内役所衆、郡目附、郡方組小頭衆兩人
同十三日

雨天風立強く、朝五ツ時出立、金田町へ罷出、夫分宮尾大宮司え立寄、蒲生通徳力之様ニ参、風雨烈敷終日
難渋也、石原町分手代衆兩人、郡方組兩人同道、夜六ツ半時帰着

同十四日
晴天、氏神社参、武運長久奉祈

同十五日
今夕、上田氏、山田氏被参、庄屋宅にて、後藤寺町茂右衛門蟄居御免立合申付

同十六日
晴天、上田氏、山田氏来祝、夕方分添田之様ニ被参候、村々庄屋中来祝、祝宴を開く

晴天、来客多し

同十七日

晴天、御山奉行所へ役儀御届ニ罷出、助右衛門一同ニ殿町相仕廻、夫分堂安之様ニ参、太平次方にて酒出、夕方帰着

同十七日

雨天、宮床傳七方え祝儀振舞ニ行、明かたニ帰ル

同十八日

晴天、来祝多し

同十九日

晴天、今日仲真中来祝之筈にて用意いたし置候処、九ツ時延引之段申参、今夕亥ノ刻頃亦々可参由上野、楯分申来ル

同廿日

雨天、午時分仲真中来臨、祝宴を開く

同二十一日

雨天、早朝分酒宴、七ツ半時分仲真中、唯助方え被参逗留

同二十二日

晴天、仲真中被帰候、来祝之客あり、今夕壽仙老分相招キ、七右衛門日田表之内意聞之

同二十三日

晴天、弁上山焼、村々出夫、庄屋久左衛門、善次郎ニ申付、専内指添遣ス、山焼首尾能濟、今日松村小平次新所へ来ル、久保田氏も出郡ニ付対面、夕方分唯助同道新所ニ見廻、更にて唯助方え松村同道にて来、酒宴

酪酐

同二十四日

晴天、久保田氏来祝、夕方後藤寺九郎右衛門母来祝、夜四ツ時分降雨

同廿五日

雨天、上弓削田次左衛門、受敷椎木五本但式尺廻り分三尺廻り迄願出、椎野氏迄出ス

一 高野山初穂札四匁、大熊村分百九拾式文、札二ノ式匁一分、南野氏へ頼遣ス

一 伊方村分来祝あり、五ツ時分晴天

一 八ツ時分久保田氏同道、糸田之様廻村、上弓削田助七方え止宿

二月廿六日

晴天、四ツ時上弓出立、七郎兵衛方へ立寄、宮尾、後藤寺、河原弓、宮床ニ暮候て着、止宿

同廿七日

晴天、宮床分四ツ時出立、久保田は御調へ筋二付、川崎村へ被参候、終日酒気にて不快

同廿八日

晴天、大熊取立帳返号ニ仕掛ル

一 植木長七来ル

一 上糸田村七右衛門一件二付、庄屋中、助七・新助を呼、太兵衛方にて談ル

同廿九日

夜中分降雨、午時迄降甚、八ツ半時分唯助方にて七右衛門事を談ル

一 類助義、善右衛門代役を二付来ル、不治定

一 今日、宗門帳しらへあり

一 今夕、久保田・白石、川崎へ帰ル
同晦日

朝之内晴天、午時分降雨

一 庄屋中寄合、名寄帳・御取立帳調へ候事

一 今夕、唯助返号算用仕渡あり

一 直再造軒来臨

三月朔日

晴天、早朝掃齋して公事を思ふ、慎て両役ニ謁す、帰て直ニ大学之講受を蒙る

一 直氏ニ漢書左氏廻読、大幸々々

同二日

晴天、二重池取繕、夫様ニ三役庄屋、午時かへる、今日白石定七来祝

一 猪膝常助、川崎事相談之為上田氏同道、唯助方へ寄合、序ニ来祝、扇子・札式勿持参

一 二重池入用鳥居木、椎野迄書中ニて願出候事

覚

金田山

一 松木三本 但長三間、末口三寸

ノ

同三日

晴天、上野市兵衛来祝、再造軒と宮寺ニ遊び暮ニ及て帰

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の「日記」

同四日

晴天、大熊行溝堀、早朝久保田氏同道出勤、出夫八拾人、内四拾五人上弓、三拾五人下弓、八ツ時ニ相濟
一 今日再造軒、糸田溜井見物、間違ニて不遇
一 今日上野手永庄屋中来祝、樽代札拾匁、大王余魚弍尾、丁嚙也
壯助他出ニて籠略之次第ニ候事

同五日

雨天午時分清明、壯助義酒場ニて終日不快
一 唯助三日夕分上野え逗留、五日夕深更罷帰候事
一 二重池杣賃之義段々當出候ニ付、太兵衛分取かへ相渡候様達し候事
一 弁上三郎兵衛、傳左衛門来祝

同六日

晴天、朝飯後二重池御普請ニ出勤
一 二重池伏樋・豎樋共ニ今日居え込相濟候
 二重池樋之覚
 一 松操伏樋 長拾七間半、内法七寸四方
 但半間は持溝之内ニあり
 一 同豎樋 長式間半、内法七寸四方
 但材木、鳥越山・見立山・和田山三ヶ所分出ル
一 一直再造軒午時ニ出立、香春迄被參候、定香同道、札拾匁餞別

同七日

晴天、早朝、池所へ出勤、村々出夫にて池樋切抜埋上ケ、樋鳥井木等立ル

一 今日糲手永庄屋中来祝ニ付、午時分帰宅ス、客ハ鏡山五郎右衛門・小左衛門・定三郎・柿下村七右衛門・

利平・孫兵衛・勇藏合七人、夕方二六人ハ帰り小左衛門ハ逗る

同八日、午時少々降雨

晴天、池普請、苗代前指向候ニ付暫く相止、村々苗代下地ニ懸ル

一 久保田新右衛門、小倉へ引取

一 類助へ善右衛門代役申付ル

同九日、朝之内晴、四ツ時分小雨降、追々降雨暮ニ及て烈シ

一 今日唯助同道木屋瀬行存立、午時分出立、中泉村迄參、三省父子ニ途中にて出會、夫分同道にて暮時かへる

同十日、晴天

今日三省逗留、唯助方へ振舞あり

同十一日、晴天

今日小倉分久保田氏・上田氏分書状にて、上糸田ニ居七右衛門、上田へ一件訟出候由にて書状參るにて、久

保田へ返言、兩人連名にて申遣事

一 三省引取、唯助、壯助同道にて八ツ時分出立、暮ニおよひ木駅ニ着

同十二日、晴天

今日木駅にて所々徘徊、夜ニ入出立、鶏鳴頃かへる(マ)り付

三月十三日、晴天

今日終日無事、香春宿吉平次来祝

一 八〇廿五匁之手形一枚、新所権兵衛頼二付、楠村儀七二当、調遣候事

同十四日、晴天

同十五日、晴天四ツ時少し小雨降

今日四ツ時分香春え出ル、専内召連候事、参かけ御役頭郡屋え罷出、掛御目、今日専内え大熊村庄屋役被仰付、役儀見習勤被仰付難有奉存候事

一 上糸田一件、七右衛門事、御役頭分唯助へ御沙汰被仰付

一 今日神幸、未ノ下刻御下り有り

一 同時御代拝、御役頭御勤相済

一 唯助同道、甚右衛門郡屋にて七右衛門事相談、今夕脚痛にて休ミ候事

安藤瀧右衛門殿
神幸二付御目附衆

添田幸藏殿
今老人有り

三月十六日、晴天

今日神幸、参詣之人数列年分多し

一 上糸田七右衛門事二付、久保田氏・上田氏え参、懇談におよび、甚右衛門郡屋にて大庄屋中寄、評儀之上、三人前二巳ノ刻御役頭え罷出、上糸田村去冬分一件并七右衛門村方出入庄屋中取扱方之趣意等一通り

申上、宜御聞通被遊候事

一 午ノ下刻分還幸御供ニ出ル、夫分御役所并ニ御目附衆、御手代衆え付届、引取かけ塩屋え立寄り、上野氏并手代衆寄合酒宴

但塩屋にて上田氏え唯助密談之趣意暫くあり、其間上野氏一所二町内ニ待合せ、夫分下河原之様ニ參暫徘徊待合候事

一 五ツ時分降雨、下河原孫兵衛方にて酒宴、笠を借九ツ頃帰着

同十七日、降雨

今日御役頭、能方御境御見分之筈にて御出浮之筈ニ付、新所迄朝之内出ル、併雨烈敷ニ付御役頭、夏吉前分御引取にて、皆々帰る

一 今日四ツ時分浅右衛門、御役頭え御礼ニ罷出被申候、持參之品甘木瓦町たはこ五たは、暮方にて被帰候

一 今日唯助分専内え祝儀之一樽被贈候ニ付、唯助え樽ひらき酒を出す

一 七ツ時分久保田氏え見廻、同人勸メニより唯助方留主え見舞、酒宴ニ相候

一 今日八ツ時分唯助、糸田勘兵衛方え參被申候、終日降雨

三月十八日、晴天

今日庄屋中を寄せ、二重池土手根置之丁場割、久保田氏同道九ツ時分池前え參、夕方帰ル

今夕大熊村分百姓中、専内え祝儀あり、外ニ壯助え祝儀之見立村大工来ル

同十九日、晴天

二重池普請早朝分出勤、村々出夫五百人程各出勤

同二十日、晴天

右同断、大熊村ハ今日済

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の「日記」

同廿一日、曇晴之天なから降雨なし

今日御蔵材木出かた村々々出夫

一 庄屋中不残寄合、御取立帳しらへを勤ル

一 上糸田村一件ニ付庄屋・方頭召寄調へ候事

同廿二日、夜内小雨降日中晴天

今日二重池普請、河原弓削田、糸田三ヶ村済、其余村々不済

三月廿三日、晴天

今日二重池普請済

一 御代官所御出郡ニ付唯助同道、専内も召連出ル

御取立帳押切も仕舞かへる

同廿四日、晴天

今日朝飯後急キ弓削田へ参、了伯ニ灸点相頼、七郎兵衛方ニて灸治、七ツ半頃かへる

一 了伯へ札忒匆、灸すへ女え札忒匆遣ス

同廿五日、雨天

同廿六日、晴天

今日未明分出立、京都郡行司ニ宗門方御届ニ参、下河原御代官所へ罷出、夫今直ニ出立、四ツ半時行司ニ着、

八ツ半時香春へ帰る

一 今夕高野小左衛門方え止宿

同廿七日、晴天

今朝小左衛門方隠居え招請

一 今日所助御代官所え御届ニ出動

一 唯助・専内四ツ半時香春へ來ル、宗門御改手配り

一 御郡様八ツ時着、宗門奉行所も八ツ半時ニ香春着

三月廿八日、晴天

今日宗門御改ニ付早朝分光願寺え參る、村々御改首尾能濟、直ニ御茶屋ニテ御代官所分人別切符御渡被成、無逗相濟

一 御改手永札、香春、採銅所、中村手永、猪膝手永、上野手永、金田手永、伊田手永、楠手永也

一 七ツ過分諸用仕舞引取かけ、伊田郡屋ニテ大酒、夜更帰着

同廿九日、晴天

終日無事

四月朔日、晴天

今日村々川筋普請所見分、三役同道、普請所積方究ル、夜更帰ル

同二日、晴天

今日上糸田方頭・百姓共參り、久左衛門義營出ニ付、一通り唯助へ頭かへ共引受不申ゆへ其趣申聞かへす

四月三日、晴天

今日御役頭御廻ニテ当手永御入込ニ付、弓削田村古賀堺え出ル、九ツ時御役頭、糸村車屋迄御出、御不快之由知せ來候ニ付、駕用意、直ニ金田之様御出、泰庵相招キ御薬用あり

一 役頭廻郡之順道、三月廿九日上津野泊り、四月一日彦山參詣、麻被泊、二日御堺筋見分、小石原ニ御出、

中元寺々上真崎御泊り、三日金田御泊り也

同四日、夜中々曇天、辰時分小雨追々風雨、終日降雨上潤ひほと也

一 今日役頭少々御快、然ながら御腦二付、飯後香春之様引取

一 山田奥四郎もはしか之病にて駕にて香春之様引取

一 今日酒売方算用仕掛ル

一 八ツ時上野市郎兵衛、白石定七、久保田氏并泰庵酩酊にて入来

●唯助上田氏何歎密談之趣意あり

一 今日上糸田庄屋退役願被仰付、弓削田村宇兵衛二後役被仰付候

四月五日、晴天風烈敷

今日糸田村久保田川土手堀川之普請ニ仕掛ル、村々夫役高にて勤ル、早朝分出勤

同六日、晴天風烈敷

今日久保田之普請土手之方仕舞、樋掛之方取掛ル、早朝分出勤

同七日、風雨烈敷

今日右同所普請、村ニ寄朝之間取掛り候へ共天気烈敷ニ止

一 今日久保田新右衛門、糸田分直ニ小倉え引取

一 唯助六日夕分糸田え行酒宴之由

但今夕唯助方にて小倉鷹太夫、上留利あり

同八日、風烈候得共天気晴

今日糸田村両所普請所相済、昼迄出勤、割物等段々用事ニ付引取、村々え申触ル

一 今夕唯助方にて上留利右同断

同九日、天気晴夕方夕降雨強し

但小倉柏屋太夫来ル

一 今夕上留利右同断

同十日、天気晴終日無事

今日御用茨花本升壹升五合指出ス

四月十一日、晴天無事、再造軒之使来

同十二日、晴天無事

今日八九竹之子甘本、御山奉行所え出ス、撰出七本椎野へも遣ス

一 河原弓泰庵方にて伝三郎発起講座あり、唯助被参、壮助は不参

一 今日猪膝手、永庄屋九兵衛、喜平来祝

同十三日、雨天辰ノ刻夕強雨終日滲々

今日吉日ニ付、竹次郎誕生之祝儀、来客

同十四日、晴天

今日貴船祭執行

同十五日、晴天

今日上野興国寺大宗和尚法事ニ付四ツ時分出浮、唯助同道赤池にて津川氏へ見舞、折から御藏方御一同ニ弥七郎跡にて酒宴、此興にて御藏之様ニ罷越大酒酩酊、夕方上野之様ニ参、助右衛門亭ニ立寄、市郎兵衛方え参止宿

同十六日、晴天、久保田氏金田迄出郡

朝五ツ時分助右衛門方之様參、夫分興国寺へ參詣、齋を受、四ツ時分助右衛門方之様にかへる

今日助右衛門悴養吉元服之義二付、唯助、市郎兵衛奸邪甚苦々敷、養吉祝儀仕舞、夕方分出立、市郎兵衛方之様立寄、一通り右挨拶におよび、深更引取

四月十七日、晴天

今日久保田氏え対話、御用之趣承之

一 上野助右衛門え祝儀人遣、専内小倉行断り遣ス、終日休ム

同十八日、晴天

今日久保田氏同道村々皆発見分二出、糸田村浦谷之見分、鼠〔池〕え止宿

同十九日、晴天

鼠池分出立、見立、弓削田浦筋見分、七郎兵衛方にて休、夫分善次郎方え久保田氏同道、八ツ半時宮尾之様、

後藤寺止宿

一 今日甚気分煩敷難渋

同二十日、晴天

後藤寺分四ツ時出立、河原弓、宮床、大くま見分引取

但今日弓削田助七方頼母子座二付唯助・専内行、壮助は不快二付不參

同廿一日、晴天

今日久保田氏小倉引取二同道、香春迄出ル

一 御山奉行所男子誕生祝儀、仲真中祝儀二出、両所え祝儀遣ス

今日御藏御役中、唯助方え御出にて八ツ時分酒宴、夜四ツ半時二およひ各引取

四月廿二日、早朝曇天、朝之内分降雨追々風雨烈敷、午時分風別て烈敷強雨、夜中別て強雨

一村々用水竹木夫割相極、村々廿四日之伐出申付ル、渡方猪膝、上野両所え差紙写を以頼遣ス

一今日伊方村柿ノ木普請之義、上野市郎兵衛分懸合あり、太兵衛ニ指話申達候事

同廿三日、曇天夜中分降雨追々小雨ニ相成、九ツ頃より雨止

一今日四ツ時、伊田甚右衛門分唯助方え猪膝常助ニ男友吉、廿一日夕自害之由にて一族之銘々差ひかへ申

出、唯助分小倉え申上候様申來

同廿四日、天気晴

今朝辰刻、唯助猪膝え被參

一今日上弓削田村次左衛門受敷之内、椎木願川口手形御願申出ル

覚

一 椎木三百才五本

但但本才本數五本三百才

一 椎皮拾束

ノ

右之通上弓削田村分差下候間、川口可指通候、以上

四月廿四日

荒瀬健助

能方川口

番人

右村々川筋共手形式枚相調□出ス

一 上野助右衛門、伊方村役、金田村役、拙者立会候て、柿木普請場見分仕方極之

一 今日胡乱者、彦人酒場にて見当、非人伴右衛門、新所二平次僉儀仕掛候之所逃出し候を、新所浦にて捕之、新所二引来候二付、助右衛門立合逐吟味候所、築城郡赤旗村儀右衛門弟平作と申もの之由申候て、慥ニ盗人とも難証候へ共申度胡乱体有之候二付、非人え相しらへ申出候様申付追放し候事

四月廿五日、晴天

一 上弓削田椎之木願指出候御山奉行所手形参二付、廿六日助七方え遣ス

一 今日猪膝金国山伐出、村々え申付候事

一 今日村々井手場取繕積方庄屋中参

同廿六日、晴天無事

同廿七日、晴天無事

同廿八日、晴天

今日弓削田乙女井手堰、壮助出勤存立候へ共、医者之事、方頭中評証二付障取、不参

一 上野興国寺へ書物借用二三吉遣、花閑院分艸花到来

一 今夕唯助方へ津川清助・上野市郎兵衛其外上留り太夫酒宴、壮助も招二仍て参、深更かへる

同廿九日、晴天

今日麦混納

今日上野衆中、川獵之催ありて市郎兵衛分誘引といへ共断之、唯助参晦日ニ遅引してかへる

四月晦日、早朝分曇天八ツ半時より降、夜に入弥強雨す

一 前夕夕亡児三回之追善少々來客、為仏事

一 津川分左官山伏之義申來り調へ遣ス、山伏不快ニよりて中糸田村善助を遣ス、善助も達て相断かへる
五月朔日、雖曇天不降雨

今日印起盃嘸社参并隣致礼月内武運長久安全を祈、帰宿して文章を考

五月二日、晴天

今日酒二番煮ニ仕掛ル、江重様え呈書、今夕小川曲小倉分帰り投宿ス

今日宮床井手堰

五月三日、晴天

今日河原弓削田井手堰ニ付、壯助出勤相濟候て夕方帰ル、糸田ニ立寄幸田方にて久五郎對話

同四日、雨天風烈敷、作もの少々痛候程ニ風立

同五日、右同断夜中別て烈敷、終日降雨川水増候得共大水にては無之候き、田ニも存分ニハ溜り込不申

同六日、曇天午時分晴ル

今日津川清助え暇乞ニ樽持参、赤池え見舞夜ニ入かへる、萬屋銀兵衛にて宴酒

同七日、晴天

糸田村拔参宮之もの再しらへ之義、前日役頭分被仰下候由、上・中糸田庄屋参、沙汰ニおよぶ

同八日、晴天

今日鼠池川成場見分、年季成ニ御願申上ル

但勝兵衛方にて助七なと寄合酒宴、七ツ時分帰りかけ糸田久五郎へ立寄、暮過ニ帰宅

五月九日、夜中分降雨

今日上野助右衛門の唯助方出入之義二付、お浅身ノ上頼来二付、壹岐を助右衛門存念をお浅二相通候事あり
同日、晴天

今日大梅上納、但本升式升四合、数七拾八出ス

同十一日、曇天小雨降候へ共四半時の晴ル

今日直方先大宮司文雄公十三回忌二付壹岐同道、上野介方え参、今日諷諧之哥仙興行あり、直方へ止宿ス
同十二日、曇天

早朝上州方を出立、雅楽殿へ見舞、夫の木屋瀬之様三人連罷越候処、三省直方へ被参途中にて行違ひ候て不遇、木駅にて暫休ミ引取、七ツ時也

一 今日初田植、加勢式拾人余あり、田数七田、川田。前田。上古川式反、亀田老反三畝、ノ九反三畝
同十三日、晴天無事

同十四日、曇天終日小雨降

五月十五日、夜半の大雨、早朝迄烈敷

但十四日夕八ツ時の雨到て強し、昼九ツ時の小雨二相成ル

一 今日出水、川田満水にて下地通り一面ニ掃渡し、大くまたはこ畠も暫時水入候程也

今日五ツ上刻、新所見分ニ出候所、水出、暮にて追々水相増、苧漬場堰切、水越し中通り洗切追々惣越二相成、水行堰切之方へ烈敷、古土手堰きり之下え押通り候二付、村中召寄、流し刳等にてさまく防候所、格別洪水ニも不相成二付、古土手追々崩候得共無難にて候、新堰切は道之方纔形計残物崩二相成候事

一 今日法光寺の之祝儀之一封法運寺迄返上ス

同十六日曇天、十五日夕又々強雨、十六日朝迄降雨追々小雨、終日小雨也

一 今日苧漬場之次第、唯助分飛脚にて小倉へ註進あり、壯助義八ツ時分西筋見分、大くま分糸田之様ニ参り、新助方にて藤五郎ニも對話ス、法光寺之住職ニ付失礼之次第相談候事、夫分暮方帰ル、帰かけ大くまにて善兵衛分鯉一ツ囉ひかへり父母え供ス

今夕市兵衛、唯助方え止宿

五月十七日、曇天降雨なし

今朝市郎兵衛分手紙にて被招候ニ付見舞、唯助、助右衛門差引合掛合之義相談候事

一 苧漬場古堰切崩込候由、太兵衛分申出候ニ付見分、甚危く相見え候ニ付、十八日取繕之手配り竹木御願、山奉行所へ飛脚にて申出ル、但御山奉行分差紙被遣候ニ付、村々上り山にて伐出ス

一 土俵千俵、人足式百三拾八人割出ス

一 今日田植うへ立候ニ成加勢人十人余あり

同十八日、曇天降雨なし

今朝早く苧漬場へ出勤、村々出夫にて勿柵土俵堰ニ仕掛ル、勿尻水執申、能く堰留不申、川尻ニ堀川を仕、水勢少し減し、かり堰ニ留ル

一 今日川崎光蓮寺泰庵、法光寺事ニ付来臨之由、宿本分相知せ不申ニ付、不謁両人ハ引取之由、夕帰宿之後承之

同十九日、夜内分降雨

今早朝分苧漬場へ出勤、宮尾村前日之不参夫次郎兵衛召連出ル、村分も少し出夫、古堰切之根柵を掛ル
今日上野栄助、庄屋文内、新兵衛被参候ニ付、立合評定、廿一日ニ取繕之相談極ル

一 杭木・土俵、村々へ割出ス

一 今朝河原弓削田法光寺へ昨日之礼状、光蓮寺へ泰庵へ遣、返書ニ追付来臨之趣申越、昼時被參候段宿分申越ニ付帰宿、対面ニおよひ少々酒を興す

一 今日八ツ時分分雨止、川水も式尺余出水、暮方ニハ少し水減ル、満水ハ四ツ時ニ相見へ候

五月二十日、雨天終日之降

一 今日村々分杭木・土俵、新所ニ払候

一 今日法光寺一件、庄屋中四人分書中にて光蓮寺挨拶之趣申出ル

一 久保田新右衛門、上田林平七ツ時庄屋え着、村々皆作之様子談話ス、尤十九日ニ香春迄出浮也

同廿一日、曇天未明分降雨九ツ時分雨止、但今日村方さなほり

今日葶漬場、上野手永分人足百人、土俵八百表、古堰切根柵取繕、三役共ニ出勤

同廿二日、晴天

久保田氏同道、皆作之見分ニ出ル、中糸田昼休、弓削田之様ニ參、助七方にて祝儀あり、夫より七郎兵衛ニ

止宿、甚酪酊

一 今日中糸田分御山奉行所え、杭木伐出届申出ル

一 今夕弓削田両村拜借直判見届候

五月廿三日、曇天雨ハ不降

今日下弓削田九ツ時分出立、宮尾之様ニ參ル、宮尾村さなほり之由にて、次郎兵衛方家内酪酊之趣にて、皆

作祝ひ之焼酒あり

久保田氏甚大酔にて甚役儀之失あり

但夕方内証にて被出、酒興之中、下人忠市といふもの石を打、久保田并ニ下女ニも当ル、壯助は座敷ニ休

ミ居候て同席ニ不有、一向様子不存候事

一 久保田右騷動の後藤寺之様、直ニ被參候ニ付、壯助・七郎兵衛・次郎兵衛共ニ同道、後藤寺泊り
五月廿四日、晴天

右久保田氏一件、七郎兵衛・九郎兵衛兩人ニてしらへ、次郎兵衛今久保田氏え断之証文を出し、内済ニ成ル
一 今日九ツ時分後藤寺出立、九郎右衛門方ニて隙入、河原弓削田七ツ半時着、壯助は引取、尤糸田通ニて明
松を繼ぐ、四ツ過帰着

同廿五日、雨天終日小雨折節降ル

一 今日終日休ム、積氣ニて甚煩敷候ニ付、糸田直判見届之断久保田氏へ申出ル

五月廿六日、雨天

今日御郡様御出郡ニ付三役共ニ香春へ出ル、香春ニて仲真中出会、御山奉行所え皆作祝儀ニ出ル、椎野ニ祝
儀、半紙三百枚持參、但米屋次郎左衛門ニて□かへ遣ス

一 椎野今葎漬場伐出取計方、御山奉行所御立渡之由挨拶あり
一 御山奉行所御逢なし

一 御郡様え仲真一同出ル、御郡様ニて右伐出之御沙汰被仰候ニ付、手永く共ニ古来今右体取計候次第申上ル
一 椎野ニて上野助右衛門、水田甚五左衛門殿え御山方ニ付不届之沙汰いたし候由、壯助今助右衛門存念を承
候様被申候ニ付、仲真一同指詰、右之次第助右衛門手前相しらへ候へ共、右一件不申之由ニ付、市郎兵
衛、甚右衛門も寄合指詰承候由、猪岩・中村・壯助三人椎野へ參御断候へ共、中々承引無之ニ付皆々引取

同廿七日、晴天

今日御郡様、伊方村之様御見分、葎漬場今船ニて御境へ御見分、鋤木田御休、金田泊り

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の「日記」

但早朝罷出、苧漬場ニテ掛御目、昼過亦池堺へ出ル

今日御出かけ、庄屋中へ御逢被成候

五月廿八日、雨天終日小雨うち降

今日御郡様、鼠池水損場御見分、弓削田通猪膝御昼、添田泊り

今日下弓七郎兵衛方ニテ三役休足之内、中元寺村出火焼失之煙ミゆる、七ツ時分帰着

同廿九日、雨天終日降雨

今朝九郎兵衛廿七日夕逗留、今朝引取

今日久保田并唯助兩人相招キ皆作祝儀を祝、酒宴歡酔

今日法光寺并普明来、是又唯助相伴ニテ歡酔酩酊

六月朔日、早朝晴天八ツ半時今白雨之模様ニテ大雨

今日御郡様分御差函ニ付、香春御山奉行所へ出、苧漬場杭木伐出御断申上、序ニ上野助右衛門次第、段々御

營申上候処、宜御聞通、事相濟候ニ付、直ニ上野へ知せ遣ス

今日御山奉行所分御状御仕出、兩人之内罷出候様御沙汰被仰下候得共、途中ニテ間違、御状ハ罷帰候て拜見

六月二日、雨天終日強雨

今日御山奉行所一件之次第、御郡様、御代官様へ書中ニテ委細申出ル

六月三日、雨天

御山奉行分上野氏、苧漬場之一件ニ付、急度被仰越候義此方へ掛合来ル

同四日、晴天ニ折節小雨降、昼後曇天

今朝赤池へ参、上野兩人へ萬銀方ニテ出会御山方一件を談帰ル

(萬屋銀兵衛)

一 四ツ時夕弓削田法光寺え唯助と兩人參止宿

一 今日御郡分返書來ル

同五日、曇天

今日早朝分法光寺にて酒興ニ逢、七ツ過泰庵方ニ參暮過分歸ル、極酩酊、糸田通りかへり、歸かけ唯助、私亭へ立寄、又吞

今日母後藤寺罷出候

同六日、曇天ながら降雨なし

今日朝之内分唯助方へ參、お浅不居合を談ス

九ツ時南木え參、上野助右衛門へ對話、七ツ時分ニ南木壮兵衛同道にてかへる

一 今日御郡目附安藤氏金田村へ被立寄候得共不謁、御奉行様江戸分御歸着

一 今日久保田氏金田村え被參候、盗人等之方也

同七日、雨天

今日積氣発動、病痛終日休

同八日、雨天大降にて出水電鳴甚

今日御郡様へ山方一件相済、以來取計方之義被仰下候ニ付、唯助へ談、上野へも申遣

一 お浅相招候て存念相談候事、尤唯助分趣意受取置候を以申聞候事

六月九日、曇天終日小雨降る

今日お浅を呼、意見指加候様唯助頼ニ付、相招キ申聞候事

今日唯助小倉へ出津

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の「日記」

今日日和乞御祈禱、宮尾春日社にて執行之義申触、唯助申置候故也

一 今日植木長七来ル

同十日、大雨天終雨降、今日土用二入

今日宮尾春日社にて雨乞御祈禱執行候様、次郎兵衛迄申遣候所、因幡病氣之由にて不相受

今夕急ニ稻荷社にて執行有之様、太兵衛ニ申付、唯助今夕深更筑前通帰ル

今夕深更椎野乙女井手入用竹木証文来ル

同十一日、曇天時々小雨降ル

今朝唯助ニ調ス、植木長七上野村之様ニ参候

一 御役頭手永切二夜三日日乞御祈禱執行候様ニ御廻状来ル、稻荷宮にて弥執行之段申達ル

同十二日、雨天終日降続夜二入甚降ル

今日稻荷社え参籠、久保田氏も八ツ時香春参り社参

同十三日、雨天前夜強雨ニ寄出水、川田之満水あり

今日日和乞満日ニ付参籠、庄屋中ニ参詣

同十四日、天気快晴

今日上弓削田村々椎木御手形日限之儀申出候

一 同村清五郎受敷にて榎杵本願出

但作障願也

一 榎杵本 但廻り六尺五寸廻り

右之通御願申出ル

六月十五日、晴天

今日二重池新土手之損し出来ニ付、かけ付見分

一 唯助すしめニ付、いとた幸内方え參ル止宿

同十六日晴天

今日昼頃幸内方かへる、赤池昌林来ル、婦人之儀段々被相頼候ニ付、召預置候

一 植木新屋手代上下二人来宿

一 唯助今日上野へ被参候

同十七日、晴天

今日上野栄助妻女、十三日夕方出産之催しにて、唯助お袋共ニ逗留、十七日夕方お園死去

一 今日母後藤寺より帰ル

同十八日、晴天

今朝早く上野え參ル

一 御郡様え参宮人糧米証文出シ、二重池損し之様子申上ル、久保田ニも書状遣ス

同十九日、晴天

今夕深更唯助并家内共ニ上野快分帰ル

今夕赤池昌林分預候婦人を返ス

六月廿日、晴天

今日糸田祇園会ニ付、専内を糸田え遣ス

今日母かめ来ル

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の「日記」

同廿一日晴天、今日御役頭久保田氏分返書来ル

今朝上野助右衛門二宮床天満宮ニおゐて出会、帰かけニ唯助方ニ立寄

一 四ツ時分糸田祇園会见届ニ参、善次郎方ニ参、夫久五郎方、清右衛門方ニ遊ぶ

祇園祭相済候御届申上ル、夜ニ入引取

一 家内共後藤寺ニ遣ス

同廿二日、晴天

今夕唯助方ニ忌中之見舞、冷麵并酒式升五合遣ス

一 今日唯助忌御免あり

同廿三日晴天

今日唯助方三回忌追悼あり

一 今日大熊村之者共田草加勢ニ来ル

同廿四日、晴天

今日唯助方追悼済

一 今夕方家内共後藤寺分帰ル

同廿五日、晴天今日八ツ時分白雨降、電鳴甚し

八ツ半時強雨存分之上潤也

今日木屋瀬分唯助方え弔使来ル

同廿六日、晴天

今日久保田氏分乗船来、朔日之由申来ルニ付書状ニて暇乞、饞別札式勿遣ス、山田氏ニも書状遣ス

六月廿七日、晴天

大熊名寄帳入組極ル

同廿八日、晴天

今日御役頭御出郡、手代中も出郡也

一 大くま名寄入組に算用極ル

同廿九日、晴天

今日鶴岡御代参ニ付、専内を御供ニ出ス

一 内証算用仕出ス

同晦日、晴天

今日糸田願解踊ニ付、四ツ過九ツ頃より唯助同道糸田ニ参、盗人宿僉儀申付ル

一 八ツ半頃目附衆来入、荒瀬曹右衛門

内田友吉 兩人也

御手代ハ上田林平

白石定七 也

願解踊無指支済、役人宿は下糸田文右衛門方也

一 今夕唯助は願解場所を要用有之由、目附衆え相断り役宅え婦人を連参り、終夕姪汚、翌朔日朝、家ニ共ニ起立候後、漸女をかへし候由、言語道断不断跡之事村方(行方)申出承之

(縦帳合綴・表紙) (縦23・8 cm×横17・0 cm)

主忠孝

天明二年 壬寅 日記

七月朔日ヨリ 金田泰恒

七月朔日、晴天

今日四ツ時、目附衆并手代中糸田出立

一 盗人宿しらへ方二付、中糸田村勘兵衛方え唯助一所二参、非人共招呼しらへ候へ共不分、暮ニ及帰家ス

同二日、東風強く吹午時過分雨降

夕方分夜中風烈し、然共軒垣廻り等破れ候程ニ無之

同三日、早朝天気晴風鎮る

今日御代官所反別麦納ニ付出郡ニ付香春へ出ル、朝飯後分風立烈敷追々雨強く降ル、但今日高原麦上納済

一 御代官香春へ七ツ時分着、郡屋にて参謁、此時分風別て強し、南風ニなる、夫分上野専七同道帰途出水、

和田川渡り不相叶、暮時糯村庄屋え宿を乞止宿、今夕風鎮る

同四日、天気清明ニ付、御代官所え川渡も相成候ニ付、糯村分其段申上、五ツ過引取

一 御代官所分四日赤池麦納延引之義申參二付、村々附出分三役寄合取納置候て引取
同五日、晴天

今日御代官赤池御出二付、新所前にて待受、赤池え參麥納濟

一 今日安部和兵衛・上原喜多七役儀祝儀ニ來祝、酒宴を催ス、上田氏・唯助も參候二付、隣家之様同道大酒
二及ぶ

同六日、晴天

今日迄安部・上原・上田、唯助方逗留にて九ツ時分引取、上田は七ツ時分引取

一 白石定七午時ニ來ル、右同様唯助方にて酒宴

一 同人七ツ頃拙方之様來訪、酒を出し冷麵にて興ス

一 碧岩寺にて般若經転讀五日分始る、今夕參詣、帰かけ武右衛門方ニ立寄ル

七月七日、晴天

今日白石氏同道、手永廻村糸田昼休、上弓削田泊り、但今日榎野氏二道手形并上弓削田鳥越新番書付出ス

同八日、晴天

今日宮尾・河原弓之様廻村、法光寺にて休ミ、夕かた宮床之様、糸田通り引取

同九日、晴天

今日白石氏、上野手永之様へ入込

一 今日酒場運上上納八〇八貫八百五拾八文、大しま方え文作弟喜太郎ニ持せ遣ス、香春にて両かへ上納濟

〔七〕月十日、晴天、白雨模様小雨ふる

今日九郎兵衛なと曲馬見物二道立行

同十一日、晴天

今日内証酒算用等仕掛り候所、唯助ニ被誘川狩ニ參、福丸迄行暮過帰ル

一 九郎兵衛今日迄逗留、七ッ過被帰候

同十二日、晴天

今日下糸田村新助參り、作次郎口論之義申出ル

同十三日、晴天

今日掃除等仕舞盆会を営む

一 今夕青木壽仙參、引越船賃之儀唯助へ相談候様相頼候ニ付、唯助被參ニ付談候処、以之外之挨拶ニ付、不

相濟趣十四日書中にて壽仙え申遣ス、使庄藏

同十四日、晴天

今日無事ニして盆会を営

同十五日、晴天

右同様今夕若物共盆踊をなす

一 此節残暑甚敷事土用中ニ増る、苦熱堪かたく候也、併夜分深更ニハ冷氣催し候

今夕今東風強く吹き、夜半今倍強く相成候

七月十六日、曇天東風烈敷吹く、終日不雨降夜ニ入倍張く、(備考)塩時ニハ屋ね等損し候程なり

同十七日、曇天、夜中今風烈敷、木森を破り家屋も兼て不手入ハ損し候程也、朝之内今少々小雨降出し、未之時

分今屢降る、夜ニ入塩時風烈敷垣廻等破損引塩ニ随ひ風立静り、半夜今雨計ニなり候事

一 此節早稲出穂之時節并弥六早植は出穂相見候なり、畠方ニては遅、稗、綿、茄子、たはこ類ニ相障り可申事

七月十八日、雨天

今朝村々え、山林風転木其外異変之次第尋遣ス

一 今日下午糸田村作次郎不屈之次第第二付、金田村へ召寄しらへ候事、作次郎密通女たよ、此者兄弟達右衛門・

与吉・多蔵三人共二召寄、口上書等仕立候事、深更一番鳥頃甚作方分帰り休ム

同十九日、晴天

今日御山奉行所、山林之風並之義申出

風折木

和田山

一 松木壺本 但式尺廻り 金田村

但中折未折離レ不申候

山王森

一 椎木壺本 但五尺廻り 大熊村

但振分三尺余分折離申候

ノ

覚

高廿五匁ノ内

一 札四匁六分八厘 丑秋分御蔵入薪夫賃札、金田手永分受取

外ニ壺匁一分九厘は殿町皆作祝儀切錢有り

右は正札拾五匁五分、上助分被指廻候二付、当方分受取、残拾匁八分式厘猪膝之様遣ス

七月二十日、晴天

今日御役頭、香春迄御出郡二付、専内指出候様唯助ハ被申候趣二付、専内出候義いか、敷候へ共、意味合相考指ひかへ専内を遣ス

一 今日上今任角力二付、上野専七同道にて角力見物ニ參、九ツ半時分出立

但暮二及ひ候二付甚右衛門方へ止宿、今夕香春勢と酒興ス

同廿一日、晴天

今弘暁熊七同道上今任ハ上伊田之様利兵衛方ニ立寄、岩峙之様ニ參ル

一 御代參早く御出被成、唯助・次郎兵衛、境にて間ニ合不申候、後藤寺にて御休ミ、夫ハ猪膝へ御供申上ル

一 今夕御役頭猪膝泊り二付、壯助は引取後藤寺へ泊ル

一 今夕米屋清右衛門其外、後藤寺へ止宿

七月廿二日雨天、早朝ハ屢降、四ツ時ハ甚敷、九ツ頃ハ烈敷大雨にて出水

一 御役頭八ツ時後藤寺迄御出、強雨二付九郎兵衛方御休、追々強雨川水相増、御滞被下候様申上候へ共、廿

三日小倉御引取御急キ被思召候二付、御出立被成候処、糸飛川渡不相成、下伊田御止宿

(伊田川)

一 白石定七・壯助兩人共ニ後藤寺止宿、今夕益大雨電鳴

一 今夕之出水、春以來之大風也、村々下地川田など其外下ミ畠等ニ水上、田畠共ニ甚相障候事

一 今夕出水、芋漬場破損氣遣二付、宮尾ハ飛脚にて様子尋遣ス

七月廿三日、雨天、但余り強雨にて無之、折節降晴

今日白石同道、河原弓削田之様ニ參、藤五郎方へ立寄、糸田之様ニ金田え帰ル

一 唯助など猪膝え逗留、帰りかけ糸田辺所々酒宴、大勢誘引にて夜ニ入金田えかへる

同廿四日、早朝ハ四ツ時迄晴天、四ツ半時ハ八ツ時迄烈敷降雨

今日葶漬場え三役同道立会见分、夫今唯助亭にて雨を止、人見迄白石同道、帰かけ太兵衛方へ壺岐共二立寄り、大酒にて給酔、帰ル

一 今日唯助方にて助七切錢算用を極々候を見候処、左之子細見当、いか、敷存候事

一 米壺石式斗八升 御親方二入用之由

但去冬殺生方唯助方立寄之儀有之候へ共、忽卒にて出米入用之程見当り不申事

札百六拾四匁

一 同三石四斗 大橋雨乞之角力取へ遣、高野奉加小倉にて人馬雇立之由

但此分甚疑敷被存候

一 同式石 香春郡屋取繕入用之由

但右同断何を取繕候哉

一 同六斗四升 宮尾にて去年雨乞金田^(分)□迄入用之由

但右同断、是ハ都て村方仕出あり

一 同八石 諸失脚

但去年出米帳ニも八石相見、此遣方甚疑敷候、此分有之ニ付去年之雜用不足、当年も入候事有之
間敷趣ニ被存候

右之外忽卒視見之事ニ付不見当、右出米帳を見候事、唯助甚難洪二相見へ候へ共、強て披見いたし置候

今日白石定七、上野手永え御入込候事

七月廿五日、晴天

同廿六日、晴天

今日屋ね取繕、日雇四人雇

一 小麦藁五拾式匁 宮床村え買立頼遣候処、代錢不及由村方心付遣候事

但傳七村方え礼状遣ス

一 同百拾匁程 金田村散使ニ相頼候処、右同断

一 今日かへぬり、山伏順悦来り、かへ下地ニ掛ル

七月廿七日、晴天

今日上野・金田立合、苧漬場見分

今日掃除かへぬり候事

同廿八日、晴天

掃除ニ掛ル

同廿九日、晴天

神幸之催ニ掛ル、夜ニ入神幸笠木、河原ニ白石同道出勤、無事ニ神事済

八月晦日、晴天

今日九ツ時還御、角力始る、宮ニ参詣、角力例年各格別大寄にて賑々敷見分甚多申候、椎野利久左衛門、東

小助被参候、角力も無異ニ済

同二日、晴天

早朝東小助ニ見舞同道にて、唯助方角力之地とり見物ニ参、四ツ時迄酒宴、上津役村次右衛門来候を同道ニ

て帰り興応す、東小助出立かけ見舞ニ預り候ニ付是分も興す

今日八ツ頃迄角力取共ニ酒興す

一 大庄屋中、苧漬場ニ八ツ時揃、夫々唯助方之様ニ寄、此方え夜ニ入ル、饗応ス、九ツ時皆々帰ル
八月三日、晴天

今朝唯助方ニテ酒宴の趣ニテ毎度使来ル、見合四ツ過ニ見舞宴ニ応ス、七ツ過皆々帰、左之旨ニテ出立此方之様立寄亦々酒を興すニ至、何もきけ候由ニテ唯助方へ止宿ス

一 甚右衛門此方へ止宿

同四日、晴天

大庄屋中、五ツ頃出立、新所迄同道、同所ニテ酒を饗ス、四ツ過唯助方之様帰り、市郎寄合酒宴ス、夫々婦り酔犯の振舞後悔あり

同五日、晴天

終日酔病後悔也

八月六日、晴天

今日大くま田島見分

同七日、晴天

今夕唯助参、お浅呼戻し相談

同八日、雨天終日程能潤也

今日壱岐、上野二行

今日村々庄屋中寄合候処、唯助赤池え市郎兵衛寄合ニテ帰り遅く候ニ付、左之通庄屋中申置候事

一 壱番早田下見畝減し合落之事

一 弁米相減不申候へ共取立帳ニ可立入哉之事

一作食口入右同断

同九日、雨天

今日唯助方へ参、苧漬場普請入用手配り相究候事

一類助上乘之一件二付、存寄同人え申聞候

同十日、晴天

今日荒瀬健助様御役御替御歛ニ罷出候筈ニ、猪膝申合香春へ出浮候処、いまた小倉分御引取不被成ニ付、椎野氏え申置引取

荒瀬健助様御役御替、八月六日ニ御内役所ニ被蒙仰候

久保田健蔵様、御山奉行役被仰付候

八月十一日、晴天

今日苧漬場普請繩張り見分ニ出ル

同十二日、晴天

今夕深更御役頭分御状到来、森山為七当手永手代役被仰付候

今日手永中、苧漬場普請ニ付香春迄出郡也

同十三日、晴天

今朝分苧漬場ニ出浮、丁場大割見分、大割積り方、手永く不納得ニて評議不極、暮候迄ニ大割出来

一 森山為七八ツ時分新所迄来着、白石・上田同道也

一 猪膝三人昼頃着、伊田甚右衛門も昼過着、上手永人足今日分追々ニ入込、中村兩人も入込也

一 今夕右人数不残同道、唯助方え参、酒宴あり
一 今夕下糸田村方頭、半次郎申付ル
八月十四日、晴天

定刻分芋漬場ニ出勤、黎明分手永く普請取附

一 当手永庄屋中も遅れ、村々人足も遅く相成、漸五ツ時分分普請ニ取附

一 余ケ米丁場所宜、今日大かた片付村々多し、金田手永は水離しも出来不申甚難相濟ニ付、庄屋・方頭召寄、森山氏分急度察当申付候

芋漬場夫高寛

一 夫数三千三百四拾人 金田村分

内式千五百九拾三人 普請夫

同七百四拾七人 伐出夫

一 土俵三千三百七拾六俵

一 夫高式千八百六拾五人 伊方村分

内千式百七拾七人 本夫

同千五百八拾八人 伐出夫

一 明俵五千五百表

都合六千弍百五人

内三千八百七拾人 本夫

同弍千三百三拾五人 伐出夫

土俵八千八百七十六人^(ママ)

八月十五日、晴天

今日午時迄ニ普請仕廻ニ成

一 森山為七、唯助同道ニて水痛村々見分

同十六日、晴天

今日森山為七・上田林平、金田の小倉え引取

一 十三日普請仕掛之節庄屋中不取計、森山の咎置候義、庄屋中の断出候ニ付、昨夕の森山え挨拶ニおよひ今

朝相済

八月十七日、晴天

今日御郡様の出津之義、宿繼ニて被仰付候

八月十八日、晴天

今日金田村反甫一通り見分

同十九日、晴天

今日小倉出津、但人足弍人、壹人宮尾村勘兵衛、壹人金田村惣吉

小倉ニ七ツ過ニ着、今夕休ス

同廿日、晴天

今朝五ツ時御代官并久保田健藏様え出候て、郡屋え帰り、夫分森山え參、御役頭え出ル、御他出ニて不掛御目、引取かけ三ノ丸ニ立寄、郡屋えかへる、上田林平同道ニて森山え見舞酒興あり、夜ニ入五ツ時かへる

一 今日八ツ時分風立小雨ニて追々烈敷、七ツ過分風雨共ニ強く、夜ニ入大風、夜ル八ツ過ニ風雨靜る、御城下破損家多し、破船多し、今夕汐大汐ニて津浪といふ程之事ニて船など損し候也、老人等も不覺候程之

事ニ候由

八月廿一日、早朝小雨降、八ツ時分快晴

今朝正六ツ時御郡代屋敷ニ罷出、誓紙判刑無逗相濟、上下ニて御役頭え御届ニ出、御郡之次第申上、水痛畝等之義を申上ル、夫分引取候処森山來ル、密談をなし、其後御代官所え御暇乞ニ參、上田ニも立寄

一 三ノ丸ニ人遣候処、黎民氏八ツ過被參、白石延左衛門同席ニて飲飲、夜九ツ過ニ及ぶ

八月廿二日、晴天

今朝五ツ時小倉出立引取、帰は馬上也、馬は河原弓削田分參ル、夜ニおよひ帰着

同廿三日、晴天、休足

同廿四日、晴天

今日休足日乞御祈祷之願解ニて庄屋中社參、神樂あり

同廿五日晴天、今日森山出郡

今日早朝天満宮參詣、四ツ時分金田村西反甫見分、糸田村之様弓削田え止宿

八月廿六日、晴天

小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の「日記」

今日森山弓削田迄被參、同道にて弓削田四ヶ村見分、宮床ニ立寄、暮ニおよび引取
同廿七日、晴天

今日唯助同道、御山奉行御□□ニ香春え罷出七ツ時引取

一 今夕庄屋中唯助方え召寄、三人立会御免方を申達る

同廿八日、晴天

三役同道、大熊村田島水痛見分、糸田下反甫之様、宮山前ニ糸田ニ昼泊休ル昼後

同廿九日

糸田上反甫見分、唯助ハ見立之様ニ入込、兩人ハ下弓削田反甫見分、上弓ニ宮尾ニ香春ニ弓削田之様ニ野

合見分、兩人引取、森山ハ宮尾泊り

同晦日、晴天

今日御両役頭、御検見方、香春迄御出ニ付、四ツ時分唯助同道香春え出ル、香春にて仲真寄合候て申談ル
今夕三役同道、両役頭え罷出、村々上見願之義申出候処、御地合甚六ヶ敷被仰候事、上見願村々左之通

金田、糸田三ヶ村、弓削田四ヶ村、都合八ヶ村之願也

右御地合ニ付飛脚にて村々庄屋・方頭并頭百姓兩人宛召呼

九月朔日、晴天

村々庄屋・方頭、夜中今郡屋え相揃候ニ付、早朝今森山氏相招キ三役立合、御趣意之義申達、下弓削田・河
原弓削田両村は引込候様二段々趣意を付、今夕御郡屋え罷出御両所様え右之段申出候処、右両村引込之次第、
反て御不審ニ思召候ニ付、三役引取申談、亦々御役頭へ罷出、両村は少し野合宜敷段申上、六ヶ村弥御見分
受札出ル

一夜亥ノ下刻庄屋中同道帰ル、唯助共逗留也

九月二日、朝之内晴天、四ツ時分降雨

今朝飯急ニテ金田村下反甫見分ニ出候処、宮床分降雨、船小屋ニ休居申候之処ニ藤五郎并方頭七右衛門、村方不決定之義を申出候ニ付、直二同道引取様子を承候処、方頭兩人共頭百姓六人召連參候ニ付、直二森山氏糸田之様入込被申ニ付、申遣七ツ頃森山え対談ニおよび、弥御見分願出候ハ、頭取僉儀ニ掛り候処、右之者共断出御免受除之趣申出候ニ付、不屈之段誤証文持參候様申付、皆々かへし候、右之者共引取候時分ハ鷄鳴也、不決定申出候者共六人弥作・権吉・千藏・又藏・半右衛門・又吉以上六人也

九月三日、晴天

今朝未明ニ河原弓方頭、百姓兩人召連、弥惣百姓御免受之段申出、誤証文持參ニ付三人立合申付ル証文持參之百姓金作・次郎七
一 唯助昨夕深更香春分引取也

九月四日

今夕市津御泊所御機嫌伺ニ出ル

同五日、晴天

今早朝三人同道赤池村堺え出候処、四ツ半時金田村え御入込、宮床反甫御見分、下筋一通り御見分、唯助方へ一所ニ御昼休、御昼後西金田之様、神崎え御引移、南来村分糸田へ御引移下筋御見分、糸田御泊り也
御役人方上筋下筋御二組也、下筋は久保田健藏様、継橋仙助様御代官所也、御升取ハ竹田九右衛門
今夕御検見方御宿久五郎方え御見廻申上、酒を出甚酩酊、寅ノ刻三役宿清右衛門方ニ帰ル

同六日、晴天

今日五ツ時御出立、糸田浦川筋御見分、前田ニて三ヶ村坪之御升術有て□溜井ニて混納、上糸田五勺上り、中糸田村ハ升ノ内三勺下ル、下糸田壺合上り、然共御勘弁ニて上下五勺上り、中糸田ハ下見之通ニ被仰付候、同所御仕舞被成、糸筋之様、上弓削田え御入込被成、助七方ニて御休足被成、反甫御見分宮尾御昼休、上弓中溝筋ニて御升術御昼休ニて混納立合、三四勺上り御断申上、壺合上りニ極ル

一 御昼ニ猪膝三役御きけん何也、昼後ニ宮尾森ヶ坪御見分、御升なしニ五勺上り、糸村へ御入込

一 三役、宮尾次郎兵衛え參、諸用相仕舞候て酒宴ニおよひ、同所ニ止宿ス

九月七日、晴天

早朝宮尾引取今日休足、森山氏を相招キ風呂うとんを興ス、其後唯助方へ參、深更迄宴ス

同八日、晴天

今日金田村中田之中見ニ出、終日見分

九月九日、晴天

赤池御藏方、今日御出郡

今日糸田三ヶ村中田中見ニ三役同道候処、下見出来合不申ニ付、鼠池川成見分ニ參見分、暮かた引取、かへりかけニ下糸田喜平次方ニ寄ル

同十日、晴天

今日御目六ニ付香春へ唯助同道出勤、伊田郡屋ニて目六下しらへ、御郡屋ニ出、唯助・壯助・千蔵三人ニて算用入候所、壯助算每度違ひ候て、御役人旁思召愧入、甚以失面皮残憾不少

一 今夕五ツ時分引取、三人同道也

同十一日、雨天

今日閑暇ニ付森山え見舞、酒宴唯助も被參候て酒興之内、太兵衛方ニて米弘共召呼、秋中べり方之義を申付ル、其後唯助方之様參、極酩酊ニてかへり前後を覺ず

九月十二日、晴天

今日糸田三ヶ村中見、森山、拙者兩人、新助方ニ止宿、終日前夕之痛飲ニいたむ

同十三日、雨天

朝飯を上糸田宇兵衛方ニてたへ候て、四ツ過分出立、上弓削田之様ニ入込、助七方ニて昼休後前反甫一通り見分、升衛等暮ニおよび宮尾へ立寄、九郎兵衛、勝兵衛ニ御役人方御宿用立之義申達、亦々酒宴甚痛飲、四ツ過分引取、森山も拙宅え止宿也

同十四日、晴天

今日五ツ時分赤池堺え出、御蔵方え見廻

一 此度下筋は山崎吉右衛門様、継橋仙助様、御郡様也、市津御昼休分八ツ時分、金田え御引移、宮床反甫御見分、同村反甫一順御見分、御止宿

今夕拙宅御郡様御宿、御着後酒を出し、御機嫌宜し

一 御たはこ盆板之義御沙汰被成候ニ付、御受合申候

同十五日、晴天

早朝齋戒洗身、五ツ時分御役人方御供、神崎分上野へ渡し、糸田堺え出ル、糸田下反甫御見分、久五郎方御昼休後前田之様御見分、糸田三ヶ村御升なしニ五勺上りニ被仰付候、夫分鼠池川成御見分、上弓削田前一通り御見分、御泊りニ御着被成候、御郡様は後藤寺御泊り也

同十六日、晴天

早朝宮尾反甫御見分、上弓共二五勺上、御升なしニ究ル、御機嫌能仕舞ニ相成、次郎兵衛方ニ立寄、諸用相弁数盆を傾引取、帰りかけ拙宅ニて酒興を催す

一 今夕伯楽をよひ、村中馬之療治あり

九月十七日、曇天今夕降雨

今日暇日ニ付朝之内成竹類助方へ参

今夕今祭礼を執行

同十八日、雨天

今日御目六ニ付大庄屋中計香春ニ出勤、宮座執行ニ付社頭ニて酒宴す

一 今日森山氏、糸田三ヶ村人別召寄申聞かた之義ニ付、拙立合可申由ニ付、七ツ過より糸田え参、三ヶ村人別召寄人氣^べりかた之義逐一申渡、深更引取

同十九日、晴天

黒部氏様弁城泊ニて赤池御蔵見分、金田通香春迄御引取之筈ニて候処相止、赤池今又弁城へ御引取、今日御代官所へも赤池御出之筈ニ候処、相止

一 森山氏も御代官様ニ罷出候存寄ニて、五ツ時分被参候へ共相止候ニ付、寄合猪肉を掌味、八ツ時分河原弓之様ニ被参候

九月廿日、天気曇り候へ共降雨なし

今朝未明今香春え罷出、検見帳・川成帳引合ニ出、朝之内相済、両役頭え御機嫌を伺、直ニ引取

一 今日役頭たはこ盆板之書付を受取帰ル

同廿一日、晴天、在宿

同廿二日、晴天、五ツ時々香春え出ル

今日御奉行様へ京都郡黒田御泊り今浦河内御昼休にて鮮見峠越（峠カ）にて当郡え御引移、八ツ半時分香春え御着
一 御免合御評儀二付、両役頭、大庄屋中共二米屋清右衛門方え相詰、今夕九ツ過時分御免相済、手永宿にて
御免状拝見、庄屋中え達ス

同廿三日、晴天

今日御奉行様博多屋にて辰ノ刻三役え御逢被成、直二赤池え御出被成候二付、三役急キ候て和田堺え出ル、
御奉行様赤池御見分、上野御昼休香春へ御引取也、右二付三人共二亦々香春え出ル

九月廿四日、晴天

今日御奉行様辰ノ刻香春御出立、高原御見分、小倉御引取也

一 今夕伊田甚右衛門、郡屋え参酒興、其後郡屋にて内免心組等之義唯助より承、塩屋え参御役頭へ御暇乞申
上、森山同道金田え帰ル

同廿五日、未明二小雨降曇天

今日森山氏、白石氏同道にて太宰府参詣、夕暮二宰府え着、社頭ニ参詣、大鳥居え御真跡拝礼之儀願込、大
野屋ニ止宿

同廿六日、晴天

早朝社頭参詣、延寿王院ニ参候て御真跡拝礼、大鳥居之侍僧中將と申僧真跡を指示ス、難有事感儀ニ堪す
今日四ツ過頃太宰府出立、夕かた天道町え着、此地迄迎馬三人分来ル、夫今飯塚迄参河口屋と申店屋ニ休ス
一 飯塚宿にて迎馬二口銭を取可申と、馬士共段々法外なる次第二付、かけ合ニ及び候処、問屋今宿役之者之
内兩人、三助・孫藏、と申、参候二付、口銭七拾五文宛三疋分渡、今夕九ツ過帰着、森山氏も拙宅え止宿

一 今夕植木長七も止宿ス

九月廿七日、晴天

今日森山氏白石氏も神崎へ被参、酒興にて終日休足

同廿八日、晴天

今日今大熊村取立帳ニ仕掛ル

一 今日森山氏唯助方にて酒饗にて、同方え止宿

一 今夕奥田伴左衛門殿、庄屋え止宿ニ共見舞

一 助七来り酒宴にて拙宅え泊ル

九月廿九日、晴天

今日大熊村帳仕立、右同断

一 今日森山氏糸田え入込、夫今下弓削田え御止宿

十月朔日、晴天早朝洗身社参

夫今唯助方え参御用を談、飯後今出立大熊村之様、糸田三ヶ村納米之調へ方申付、弓削田村え参、森山氏御

同道申候て宮尾え入込、百姓人別召呼候て農業出精方申付ル、宮尾え泊ル

同二日、晴天

今日朝飯後宮尾出立、後藤寺之様ニ参、同町人別召寄申付、昼過より出立金田え引、唯助方にて三人会合、

今日取納改日ニ候へ共、六ヶ村不取合ニ付書中にて御断申上ル

同三日、夜中へ降雨

今日御蔵払なし

同四日、晴天

今日村々収納米取合候て、森山氏・唯助兩人香春へ出ル

同五日、晴天

今日唯助方へ助七招呼、拝借帳を仕立、村々割極候由

同六日、晴天

今日森山氏同道、昼上り宮床村人別召寄り方申渡、夕河原弓削田人別召寄右同断

同七日、晴天

河原弓今見立え入込、昼上り人別招呼申付、下弓削田へ止宿、今夕両弓削田人別召寄り方申渡

同八日、晴天

森山氏同道糸田之様入込、三ヶ村納米責方申付夕方引取、森山氏は上糸田へ止宿

同九日、晴天

今日村々取立帳寄、庄屋中持参候様申触、唯助申談、同方にて相しらへ可申段談置候所、同人酩酊酒之由にて博々敷からず、八ツ時分七郎兵衛参候二付、同方にて寄合しらへ懸ル

一 庄屋中夕方迄ニ集り候由

一 取立帳二口へ迄今夕しらへ置

一 庄屋中へ取立帳仕立かた之儀申渡、皆々引取

同十日、晴天

今日唯助方にて七郎兵衛寄合、終日取立帳寄を調へ候て夕飯過ニ出来、七郎兵衛ニ持せかへす

一 御取立帳しらへ方、十三日ニ庄屋中召寄候筈ニ申渡、尤帳は十二日迄ニ寄候様申付ル

同十一日、雨天終日潤雨也

内証算用

一 今夕方森山、糸田ハ引取被立寄候二付、抜米之儀を談ル

同十二日、晴天

今朝森山ハ手紙にて内談之儀申参候二付、飯後太兵衛方へ参候処、唯助寄合福智参之相談二付相隨ふ

一 森山氏内談筋は取立帳仕立方二付、糸田之方新助申出かたよろしからず之由、唯助被申方之由二付、其段趣意違かと存旨申述ル候所森山納得無之唯助同致之体二付、口を閉止

一 九ツ時分唯助方にて酒宴あり、夫ハ福智参詣、角力見物、帰りかけ助右衛門方二立寄、夫ハ市郎兵衛方にて酒宴数刻、酩酊にて助右衛門方之様、森山同道、以之外大酒二相成何も酩酊、役意を忘却之体二相見、苦々敷存候、連衆は森山、白石、森、高野少左衛門、唯助、拙者共二其外騒乱意外之体也、夫ハ色欲之不興有之、何分座敷不相濟二付、勝山ヲを勸メ同道にて引、色欲人は不帰候

一 帰かけ酩酊中森山氏と雑話、深更帰宿、休ス

同十三日、晴天

前夕之酒宴にて終日頭痛にて臥居候処、風呂之儀森山ハ申参候二付、昼過参り酒少々相用候て引取、唯助は跡ニ残密談之趣也

一 今夕助七・次郎兵衛参り候二付、唯助方にて帳しらへ二掛ル

一 今夕唯助、拙者付合、意味あしき趣也、不審存候事、鶏鳴頃帰る、大くま帳二算を入ル

同十四日、晴天

早朝ハ帳面しらへ二掛ル、糸田村出来立不申二付、唯助ハ追々催促二候へ共、問合不申八ツ下りハ唯助・専内・助七・次郎兵衛香春へ出ル

一 森山も御代官え出ル